

留学生交流支援制度（短期受入れ・短期派遣）実施委員会設置規程を次のように定める。

平成21年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）実施委員会等設置規程

（設置）

第1条 組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）実施委員会（以下「実施委員会」という。）及び海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）

第2条 実施委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 海外留学支援制度（協定受入）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第5号。以下「受入規程」という。）第7条に規定する受入プログラムの選考方針並びにその採択及び奨学金支給割当て人数の決定のための審査基準等
- (2) 海外留学支援制度（協定派遣）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第21号。以下「派遣規程」という。）第7条に規定する派遣プログラムの選考方針並びにその採択及び奨学金支給割当て人数の決定のための審査基準等
- (3) 海外留学支援制度（協定受入）及び海外留学支援制度（協定派遣）の実施に当たり必要な事項

2 実施委員会の下に選考委員会を置く。

3 選考委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 受入規程第7条に規定する選考方針及び審査基準等に基づく受入プログラムの審査
- (2) 派遣規程第7条に規定する選考方針及び審査基準等に基づく派遣プログラムの審査

（委員会の組織及び委員の委嘱）

第3条 実施委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、15名以内の委員をもって組織する。

- 2 選考委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、理事長が必要と認める数の委員をもって組織する。
- 3 実施委員会及び選考委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 4 実施委員会及び選考委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 実施委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長の任期は、1年とする。
- 7 実施委員会の委員及び選考委員会の委員の兼任は、これを妨げない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、実施委員会及び選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(短期外国人留学生支援制度実施委員会設置規程の廃止)
- 2 短期外国人留学生支援制度実施委員会設置規程(独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第7号)は廃止する。
(短期留学推進制度実施委員会設置規程の廃止)
- 3 短期留学推進制度実施委員会設置規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第41号)は廃止する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第8号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第21号)

この規程は、平成24年12月5日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第18号)

この規程は、平成25年7月31日から施行し、改正後の留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣)実施委員会等設置規程の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第6号)

この規程は、平成29年3月29日から施行する。